

不適正が疑われる事案発見時の対応方針について（部会長案）

第一回の部会で決定した「部会運営に当たっての基本方針」では、「点検検証の過程において不適正と疑われる事案が発見された場合には、当該府省に対して、速やかに正確な事実確認を行ってその結果を部会に報告するとともに、対外的に公表・説明を行うことを求める」としたところである。

今後、部会やワーキンググループ（以下、「部会等」という。）は公開で行われることから、会議資料は即座に公開されることになるが、会議開催以外の場面で不適正が疑われる事案（一般統計調査も含む。）が発見された場合の部会としての対応方針を定める必要があると考える。

以下のように対応することを原則としてはどうか。

（１）部会構成員等が発見した場合

- ・当該府省に対して、速やかに正確な事実確認を行ってその結果を部会に報告するとともに、対外的に公表・説明を行うことを求める。

（２）各府省内の点検段階等において、各府省が発見した場合

- ・レベルⅣに該当すると各府省が判断した場合には、当該府省において、部会への報告を待たず、速やかに事実確認の結果等を公表するとともに、事務局を通じて、その事実を部会に報告する。
- ・レベルⅢに該当すると各府省が判断した場合には、当該府省において、部会への報告を待たず、ウェブ上の「正誤情報」などを通じて速やかに修正情報を周知するとともに、その事実を書面調査の回答に記載するなどにより部会に報告する。
- ・数値の誤りを含まない場合（レベルⅠ～Ⅱに該当）には、状況等を事務局において整理した上、部会への報告としてとりまとめ、その際に公表する。
- ・いずれの場合においても、影響度による区分については、最終的に部会において判断するものとする。

【影響度による区分】

- I 数値の誤りも利用上の支障も生じない場合
- II 数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す場合
- III 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り
- IV 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り